第二編第十二章第二節中第二百七十二条の十四の次に次の一条を加える。

（少額短期保険業者による少額短期保険業者グループの経営管理）

第二百七十二条の十四の二　少額短期保険業者（前条第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としているものであって、他の少額短期保険業者又は少額短期保険持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該少額短期保険業者の属する少額短期保険業者グループ（少額短期保険業者及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2　前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　少額短期保険業者グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　少額短期保険業者グループに属する少額短期保険業者及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　少額短期保険業者グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、少額短期保険業者グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第二百七十二条の三十八の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（少額短期保険持株会社の業務範囲等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

少額短期保険持株会社（他の少額短期保険持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

第二百七十二条の三十八第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　少額短期保険持株会社は、当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理（当該少額短期保険持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。）及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

第二百七十二条の三十八に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　少額短期保険持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　少額短期保険持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　少額短期保険持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、少額短期保険持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第二百七十二条の三十八の次に次の一条を加える。

第二百七十二条の三十八の二　少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ。）は、前条第二項の規定にかかわらず、当該少額短期保険持株会社の少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社（少額短期保険業者を含む場合に限る。）に共通する業務であって、当該業務を当該少額短期保険持株会社において行うことが当該少額短期保険持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わって行うことができる。

2　少額短期保険持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

3　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があったときは、当該申請に係る事項がその子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

第二百七十二条の三十九第五項及び第六項中「前条第一項」を「第二百七十二条の三十八第二項」に改める。

第二百七十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。

第二百七十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第二百八十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。

第二百八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「、釈明のための証拠を提示する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第三百条の二中「第二条第十四項」の下に「（定義）」を加え、「、書面」を「、書面等」に改め、「同法第三十四条」の下に「（特定投資家への告知義務）」を、「第四十条第一号」の下に「（適合性の原則等）」を加える。

第三百九条第一項中「、書面」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四項第二号において同じ。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げるものにより行う保険契約の申込みの撤回等は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一　書面　当該書面を発した時

二　記録媒体に記録された電磁的記録　当該記録媒体を発送した時

第三百十一条の三第一項第二号中「第百六条第七項」を「第百六条第四項」に改める。

第三百三十三条第一項第三十号中「第二百七十一条の二十一第一項」を「第二百七十一条の二十一第二項」に、「第二百七十二条の三十八第一項」を「第二百七十二条の三十八第二項」に改め、同項第三十三号中「第百六条第七項」を「第百六条第四項」に、「認可を受けないで同項に規定する」を「認可を受けないで」に、「、若しくは同条第九項」を「（同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項」に、「同条第七項の」を「同条第四項の」に改め、